

北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の 制定について

1 概要（条例制定の理由）

令和6年6月、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、令和7年4月1日施行予定で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が一部改正されることとなった。この中で、乳児等通園支援事業は、新たに市町村による認可事業として位置づけられることとなった。これに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、改正後の児童福祉法第34条の16第1項に基づき、条例で定めるもの。

条例制定にあたっては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）が示されている。関係者からの意見聴取等の結果を踏まえ検討した結果、本市における基準として内閣府令の規定と同じ内容を定めることとしたものについては内閣府令のとおりとし、それ以外のものについては独自の基準を設け、本条例を制定するもの。

2 条例の内容

第1章 総則（第1条―第20条関係）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条―25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条関係）

付則

3 独自基準の内容

- (1) 乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児については、暴力団に関係する事業者から保護すべき必要性が非常に高いことから、暴力団員等の排除について規定を設けるもの。
- (2) 1歳児の保育従事者の配置基準について、保育の質の向上を図るため、乳児等通園支援事業所において、現在の本市の保育所等の基準と同様に国基準の6：1を上回る5：1とする。
- (3) 0～1歳児の乳幼児及びほふく室の面積基準について、国基準では、乳児室は1人あたり1.65平方メートル以上、ほふく室は1人あたり3.3平方メートル以上であるが、ほふくするかしないかは年齢だけでは判断できないこと、ほふくし始める時期もわからないことから、現在の本市の保育所等の基準と同様に、1人あたり3.3平方メートル以上とする。

4 施行期日

令和7年4月1日

5 経過措置

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、暴力団員等の排除に関する規定について、この条例の施行の日から令和7年5月31日までの間、「拘禁刑」とあるのは「懲役」とする。

議案第39号

「北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び 「北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」 の一部改正について

1 概要（条例改正の理由）

児童福祉施設及び家庭的保育事業等における運営の基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準省令」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等基準省令」という。）に従い条例で定めるものとされており（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項及び第45条第2項）、これを受けて本市では、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号）及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第53号）を定めている。

このたび、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）により、栄養士法（昭和22年法律第245号）が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となった（令和7年4月1日施行）ことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となった。

これに伴い、令和6年11月29日、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）が公布され、「栄養士」の配置等を求めている部分につき、「管理栄養士」を追加することとされた。

については、改正後の各基準省令に従い、各条例を改正するもの。

2 改正内容

（1）北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

- ・乳児院に配置するべき職員のうち、「栄養士」について「栄養士又は管理栄養士」とする。（第29条関係）
- ・満3歳以上の幼児に対する食事の提供を保育所外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とする。（第47条関係）
- ・児童養護施設に配置するべき職員のうち、「栄養士」について「栄養士又は管理栄養士」とする。（第59条関係）

(2) 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

- ・家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業者等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とする。(第16条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第41号

「北九州市認定こども園の認定要件に関する条例」の一部改正について

1 概要（条例改正の理由）

幼保連携型以外の認定こども園の認定の要件については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）を参酌して条例で定めるものとされている。

本条例においては、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う際に、「栄養士」により献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮を求めている。

このたび、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）により、栄養士法（昭和22年法律第245号）が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となった。

これに伴い、令和6年11月29日、基準告示の一部を改正する告示（令和6年内閣府・文部科学省告示第3号）が公布され、幼保連携型以外の認定こども園の認定の要件が見直された。

については、改正後の基準告示を参酌し、本条例を改正するもの。

2 改正内容（第7条関係）

満3歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とする。

3 施行期日

令和7年4月1日

北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について

1 改正理由

北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例（平成26年10月7日条例第51号。以下「条例」という。）では、子ども・子育て支援法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第82条の規定に基づき、市町村からの質問等に虚偽の報告等をした者に対する過料を定めている。

今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、①現在、国の予算事業として実施している出産・子育て応援交付金事業（きたきゅうベビー応援事業の経済的支援）が「妊婦のための支援給付」として、令和7年4月1日から子ども・子育て支援法の子ども・子育て支援給付のひとつに位置づけられたこと及び②子どものための教育・保育給付に関する報告等の規定から身分証明書の携帯等の規定が削除されたことにより、法第82条が改正されたことを受け、条例を法と同内容の規定に改めるもの。

2 改正内容

現行	改正後
<p>（過料）</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>（1） 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項</u>（<u>法第30条の3</u>において準用する場合を含む。<u>以下この号において同じ。</u>）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第13条第1項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>（2）～（3） 略</p>	<p>（過料）</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>（1） 正当な理由なしに、<u>法第10条の5</u>若しくは<u>第13条</u>（<u>法第30条の3</u>において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>これらの規定</u>による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>（2）～（3） 略</p>

3 施行期日

令和7年4月1日

※法令の施行に合わせるため

4 経過措置

この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。